

【参考】歴史公文書判定の方針の事例

	国立公文書館	鳥取県
基準（大枠の「方針」的な部分）	<p>【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程</p> <p>【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p>	<p>ア 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>イ 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された文書</p>
例規等	行政文書の管理に関するガイドライン	鳥取県公文書等の管理に関する条例
備考		・鳥取県立公文書館

	神奈川県	東京都武蔵野市
基準（大枠の「方針」的な部分）	<p>(1) 県民生活の推移が歴史的に跡付けられる公文書等で、次に掲げるもの</p> <p>ア その時代の世相、世論等が象徴的又は特徴的に表れている公文書等</p> <p>イ 県民生活に影響が生じた犯罪、事故等の事件に関する公文書等</p> <p>ウ 県民活動又は県民の動きを反映している公文書等</p> <p>エ 県民生活における健康、安全、衛生、福祉等に関する公文書等</p> <p>オ 災害及び災害対策活動に関する公文書等</p> <p>カ 生活、自然等の環境について顕著な変化の内容を明示する公文書等</p> <p>キ 公共性の高い事業に関する公文書等</p> <p>ク 画期的又はユニークな活動、建造物等に関する公文書等</p> <p>ケ 史跡、入会地、寺社、伝統的な行事が行われる場所その他由緒ある土地、建造物等に関する公文書等</p> <p>コ その他県内で起き、又は県にかかわりのあった政治的、経済的又は社会的に重要な儀式、行事、事件等に関する公文書等</p> <p>(2) 県行政の推移が歴史的に跡付けられる公文書等で、次に掲げるもの</p> <p>ア 顕著な行政効果をもたらした県事業の実施に関する公文書等</p> <p>イ 県民の高い関心と呼んだ県事業の実施に関する公文書等</p> <p>ウ 県の総合計画及び部局単位の事業計画の策定及び立案に関する公文書等（実施されなかったものにあつては、その計画について県民の高い関心と呼んだものに限る。）</p> <p>エ 多額の事業費を要した県事業の実施に関する公文書等</p> <p>オ 県行政の管理運営上重要な公文書等</p> <p>(3) 昭和30年以前に作成し、又は取得した公文書等</p>	<p>(1) 市政の変遷を歴史的に跡付けることができる公文書その他の文書で、次に掲げるもの</p> <p>ア 市政上の重要な事項に関する意思決定に係る決裁文書並びに当該意思決定に至るまでの審議、検討、討議等の過程及び当該意思決定に基づく施策の遂行の過程の記録</p> <p>イ 武蔵野市の特色ある事業の計画、立案及び実施に関するもの</p> <p>(2) 市民生活の変遷を歴史的に跡付けることができる公文書その他の文書で、次に掲げるもの</p> <p>ア 時代の世相及び世論を象徴的又は特徴的に表しているもの</p> <p>イ 市民生活に影響を及ぼした犯罪、事故その他の事件に関するもの</p> <p>ウ 市民生活における健康、安全、衛生及び福祉に関するもの</p> <p>エ 災害及び災害対策活動に関するもの</p> <p>オ 生活、自然、環境等についての顕著な変化を明示しているもの</p> <p>カ 公共性の高い事業等に関するもの</p> <p>キ 画期的な、又は非常に特徴のある活動及び建造物に関するもの</p> <p>ク 史跡、寺社、伝統的な行事が行われる場所、由緒ある土地及び建造物等に関するもの</p> <p>ケ アからクまでに掲げるもののほか、市内で起きた、又は市に関わりのある政治的、経済的又は社会的な儀式、行事又は事件に関するもの</p> <p>(3) 市制の施行の日（昭和22年11月3日）を含む年度の末日以前に作成し、又は取得した公文書その他の文書</p>
例規等	神奈川県立公文書館公文書等選別基準	武蔵野市歴史公文書等の選別に関する要綱
備考	・神奈川県立公文書館	・武蔵野ふるさと歴史館

	神奈川県相模原市	【参考】和泉市における「永年保存文書」
基準（大枠の「方針」的な部分）	<p>(1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書</p> <p>(2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書</p> <p>(3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書</p> <p>(4) 市の歴史、文化、芸術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書</p>	<p>(1) 条例、規則その他例規の原議書</p> <p>(2) 重要な事業計画及びその実施に関するもの</p> <p>(3) 市史の資料となるもの</p> <p>(4) 議事録、議決書等市議会に関する重要なもの</p> <p>(5) 行政庁等の指令、訓令、通達等で重要なもの</p> <p>(6) 訴願、訴訟、審査請求、和解等に関するもの</p> <p>(7) 調査、統計、報告、証明等で特に重要なもの</p> <p>(8) 認可、許可又は契約に関する特に重要なもの</p> <p>(9) 人事に関する重要なもの</p> <p>(10) 財産、公の施設及び公債に関するもの</p> <p>(11) 隣接市町村との分合に関するもの</p> <p>(12) 重要な機関の設置及び廃止に関するもの</p> <p>(13) 事務引継に関する重要なもの</p> <p>(14) 予算、決算及び金銭出納に関する重要なもの</p> <p>(15) 退職年金に関するもの</p> <p>(16) 待遇及び表彰に関するもの</p> <p>(17) 諸税徴収に関するもの</p> <p>(18) 寄附収受に関する重要なもの</p> <p>(19) 工事又は物品等に関する契約で特に重要なもの</p> <p>(20) 不動産の取得、管理、処分等に関する重要なもの</p> <p>(21) 原簿、台帳で特に重要なもの</p> <p>(22) 事務の検査に関する重要なもの</p> <p>(23) 前各号に掲げるもののほか、永年保存を必要とするもの</p>
例規等	市長が定める歴史的公文書選別基準	和泉市文書取扱規則
備考	・相模原市立公文書館	